

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成16年3月31日施行

新	旧
<p>4 - 79 方向指示器 4 - 79 - 1 装備要件 (略) 4 - 79 - 2 性能要件(視認等による審査) (1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第59条第1項及び第2項関係、細目告示第137条第1項関係) 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m(4 - 79 - 3(1))、(両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)又は(の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m)の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。</p>	<p>4 - 72 方向指示器 4 - 72 - 1 装備要件 (略) 4 - 72 - 2 性能要件(視認等による審査) (1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第59条第1項及び第2項関係、細目告示第137条第1項関係) 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m(4 - 72 - 3(1))、(両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、又は(の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m)の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、<u>次の第1表(平成17年12月31日までに製作された自動車にあっては、第2表)</u>に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。</p>

第1表				第1表			
方向指示器の種類	自動車の種類	要件		方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源の数 W	照明部の面積 cm ²			光源の数 W	照明部の面積 cm ²
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上	イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車		7cm ² 以上				7cm ² 以上
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上		昭和35年4月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 4-79-3(1)、又はの規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-3(2)に規定するものを除く。)	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)	ロ 4-72-3(1)、又はの規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-72-3(2)に規定するものを除く。)	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)				昭和44年10月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (1)		昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (1)
ハ 4-79-3(2)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (1)	ハ 4-72-3(2)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (1)

1:各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。
2:各照明部の車両中心面(専ら後側方に対して表示するためのものにあつては、車両中心面と45°に交わる鉛直面)への投影面積をいう。

方向指示器の灯光の色は、橙色であること。
方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

1:各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。
2:各照明部の車両中心面(専ら後側方に対して表示するためのものにあつては、車両中心面と45°に交わる鉛直面)への投影面積をいう。

第2表			
方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源の数 W	照明部の 面積 種
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上
	昭和35年4月1日以後に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車		—
	その他	20cm ² 以上	
ロ 4-72-3(1)、又はの規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-72-3(2)に規定するものを除く。)	昭和44年10月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 (1)
	昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3W以上	20cm ² 以上 (2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (1)
ハ 4-72-3(2)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (1)

1:各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

2:各照明部の車両中心面(専ら後側方に対して表示するためのものにあつては、車両中心面と45°に交わる鉛直面)への投影面積をいう。

方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範 囲	方向指示器の種別	範 囲
イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲	イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲
ロ ハ及び二に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-3(2)に規定するものを除く。)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲	ロ ハ及び二に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(4-72-3(2)に規定するものを除く。)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲
<p>ハ 次の(1)から(4)までに掲げる自動車(長さ6m以下のものを除く。)並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-3(2)に規定するものを除く。)</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</p> <p>(2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車</p> <p>(3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものの形状に類する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</p> <p>(6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるものの形状に類する自動車</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30°の平面及び下方5°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲</p>	<p>ハ 次の(1)から(4)までに掲げる自動車(長さ6m以下のものを除く。)並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器(4-72-3(2)に規定するものを除く。)</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</p> <p>(2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車</p> <p>(3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものの形状に類する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</p> <p>(6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるものの形状に類する自動車</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30°の平面及び下方5°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲</p>

<p>二 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車(方向指示器を側面のみに備えるものに限る。)の両側面に備える方向指示器</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方 15°の平面及び下方 15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面(方向指示器の中心から自動車の前方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向 5°の平面及び方向指示器の外側方向 45°の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面(方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向 5°の平面及び方向指示器の外側方向 60°の平面により囲まれる範囲</p>	<p>二 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車(方向指示器を側面のみに備えるものに限る。)の両側面に備える方向指示器</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方 15°の平面及び下方 15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面(方向指示器の中心から自動車の前方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向 5°の平面及び方向指示器の外側方向 45°の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面(方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向 5°の平面及び方向指示器の外側方向 60°の平面により囲まれる範囲</p>
<p>方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 137 条第 2 項関係)</p> <p>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器</p> <p>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>4 - 79 - 3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)</p> <p>から (略)</p> <p>方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 79 - 2 (1)(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては 4 - 79 - 2 (1) の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては同表イ及び口に係る部分を除く。)に掲げる性能(方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、同表イ、口及び二の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上</p>		<p>方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる方向指示器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 137 条第 2 項関係)</p> <p>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器</p> <p>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>4 - 72 - 3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)</p> <p>から (略)</p> <p>方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 72 - 2 (1)(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては 4 - 72 - 2 (1) の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては同表イ及び口に係る部分を除く。)に掲げる性能(方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、同表イ、口及び二の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及</p>	

の自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(3) (略)

4-79-4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が650mm未満のものについては、4-79-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第2項第2号関係)
- (2) 昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものとして昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車に牽引自動車のかじ取りハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4-79-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第2項第3号関係)
- (3) 昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車と昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車(前項第三号の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。)については、4-79-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第2項第4号及び第3項第2号関係)
- (4) 昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、4-79-8(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第2項第5号関係)
- (5) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、4-79-9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第2項第1号、第3項第1号及び第4項関係)
- (6) 昭和39年12月31日以前に製作された自動車については、4-79-10(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第5項第4号関係)
- (7) 昭和44年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、4-79-11(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第2項第6号関係)
- (8) 昭和44年9月30日以前に製作された自動車については、4-79-12(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第3項第3号関係)
- (9) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4-79-13(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第3項第4号、第3項第5号、第5項及び第6項関係)
- (10) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4-79-14(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第1項、第2項第7号、第3項第6号及び第7項関係)

4-79-5 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が650mm未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第2号関係)

4-79-5-1 装備要件

び長さ6m以上の自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(3) (略)

なし。

4 - 79 - 5 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	要件	
	光源の W数	照明部の 面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	15W以上	20cm ² 以上 (1)

1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する投影面積を除く。）

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（4 - 79 - 5 - 3 (1) に規定する方向指示器にあつては、橙色）であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（4 - 79 - 5 - 3 (1) に規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。

(2) 4 - 79 - 5 に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、4 - 79 - 5 - 3 (1) の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

(3) 4 - 79 - 5 に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4 - 79 - 5 - 3 (1) の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

指示部の両表示面の形状は、長さ160mm以上、最大幅35mm（長さ6m以上の自動車（後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方30mの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。）にあつては、長さ180mm以上、最大幅40mm）以上の剣形又は矢形であること。

方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の表示面の形状が確認できるもの

であること。

指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

- (4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合しないものとする。

4 - 79 - 5 - 3 取付要件

- (1) 4 - 79 - 5 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。この場合において、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 2 倍以上であること。

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm (幅が 1,300mm 未満の自動車にあっては、400mm) 以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものにあつては、この限りでない。

カタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8 W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。

自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上 2.3m 以下となるように取り付けられていること。

自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から 2.5m 以内 (被牽引自動車にあっては、自動車の前端から 4.5m 以内) となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方 1 m の車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方 1 m から自動車の後端までに相当する点における地上 1 m から 1.6m までのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。

自動車の両側面に備える方向指示器 (に規定する方向指示器を除く。) の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの 60% 以内となるように取り付けられている

こと。

運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造(に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造)とすることができる。この場合においては、当該方向指示器(に規定するものを除く。)を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

- (2) 4-79-5-2(2)の灯火式方向指示器は、4-79-5-2(2)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。

方向指示器は、(1)、 から までの基準に準じたものであること。

- (3) 4-79-5-2(3)の腕木式方向指示器は、4-79-5-2(3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

取付位置は、地上2.3m以下であること。

腕木式方向指示器は、(1) から までの基準に準じたものであること。

- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。

4-79-6 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものと昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取りハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものとを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第3号関係)

4-79-6-1 装備要件

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。ただし、最高速度20km/h未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。

大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車(カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに ただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。)においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に の本文の規定に適合するよう、かつ、両側

面に方向指示器を備えること。

のただし書の自動車(被牽引自動車を除く。)で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車(カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びにただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))に限る。)又は被牽引自動車には、
の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

4 - 79 - 6 - 2 性能要件

4 - 79 - 7 - 2 に同じ。

4 - 79 - 6 - 3 取付要件

- (1) 4 - 79 - 6 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、に規定する方向指示器にあっては、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。この場合において、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の2倍以上であること。

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm(幅が1,300mm未満の自動車にあっては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあつては、この限りでない。

カタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm(光源が8W以上のものにあつては250mm)以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。

自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2.3m以下となるように取り付けられていること。

4 - 79 - 6 - 1の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2.5m以内(被牽引自動車にあっては、自動車の前端から4.5m以内)となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。

4 - 79 - 6 - 1__の自動車の両側面に備える方向指示器(に規定する方向指示器を除く。)の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの60%以内となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造(に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造)とすることができる。この場合においては、当該方向指示器(に規定するものを除く。)を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

- (2) 4 - 79 - 6 - 2 (2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。

方向指示器は、(1) から までの基準に準じたものであること。

- (3) 4 - 79 - 6 - 2 (3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

取付位置は、地上2.3m以下であること。

腕木式方向指示器は、(1) から までの基準に準じたものであること。

- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。

4 - 79 - 7 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車と昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車(4 - 79 - 6の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第4号及び第3項第2号関係)

4 - 79 - 7 - 1 装備要件

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。ただし、最高速度20km/h未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。

牽引自動車(カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びにただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態においての本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。

大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅 0.8m以下の自動車並びに ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に の本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。

のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ 6 m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが 6 m以上となる場合における牽引自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅 0.8m以下の自動車並びに ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

4 - 79 - 7 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	要 件	
	光源の W 数	照明部の 面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	15W以上	20cm ² 以上 (1)

1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する投影面積を除く。）

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（ 4 - 79 - 7 - 3 (1) に規定する方向指示器にあつては、橙色）であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（ 4 - 79 - 7 - 3 (1) に規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。

(2) 4 - 79 - 7 に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、4 - 79 - 7 - 3 (1) の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

指示部は、長さ 80mm 以上、最大幅 40mm 以上の赤色又は橙色の矢形であること。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の形状が確認でき

るものであること。

- (3) 4 - 79 - 7 に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4 - 79 - 7 - 3 (1) の規定により自動車の両側に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

指示部の両表示面の形状は、長さ 160mm 以上、最大幅 35mm (長さ 6 m 以上の自動車 (後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方 30m の距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。)) にあつては、長さ 180mm 以上、最大幅 40mm) 以上の剣形又は矢形であること。

方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。

指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

- (4) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であつて、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

- (5) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合しないものとする。

4 - 79 - 7 - 3 取付要件

- (1) 4 - 79 - 7 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、に規定する方向指示器にあつては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。この場合において、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 2 倍以上であること。

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm (幅が 1,300mm 未満の自動車にあつては、400mm) 以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものにあつては、この限りでない。

カタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8 W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が 2 個以上備えられ

ている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。

自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2.3m以下となるように取り付けられていること。

4-79-7-1の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2.5m以内(被牽引自動車にあつては、自動車の前端から4.5m以内)となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造(に規定する方向指示器にあつては、点滅する構造)とすることができる。この場合においては、当該方向指示器(に規定するものを除く。)を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

(2) 4-79-7-2(2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。

方向指示器は、(1) から までの基準に準じたものであること。

(3) 4-79-7-2(3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

取付位置は、地上2.3m以下であること。

腕木式方向指示器は、(1) 及び の基準に準じたものであること。

(4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。

4-79-8 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第5号関係)

4-79-8-1 装備要件

なし。

4-79-8-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	要件	
	光源の W数	照明部の 面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	15W以上	-

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。

(2) 4-79-8に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。

指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

(3) 4-79-8に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。

指示部の両表示面の形状は、長さ160mm以上、最大幅35mm（長さ6m以上の自動車（後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方30mの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。）にあっては、長さ180mm以上、最大幅40mm）以上の剣形又は矢形であること。

方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。

指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合しないものとする。

4-79-8-3 取付要件

(1) 4-79-8-2(1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。この場合において、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の2倍以上であること。

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

方向指示器は、前照灯又は尾灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。

自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2.3m以下となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造とすることができる。この場合においては、当該方向指示器を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

(2) 4-79-8-2(2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。

方向指示器は、(1) から までの基準に準じたものであること。

(3) 4-79-8-2(3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

取付位置は、地上2.3m以下であること。

腕木式方向指示器は、(1) の基準に準じたものであること。

(4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。

4-79-9 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第1号、第3項第1号及び第4項関係)

4-79-9-1 装備要件

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。ただし、最高速度20km/h未滿の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未滿であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。

牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに ただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車

を除く。)を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大
型貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態においての本文の規定に
適合するように方向指示器を備えること。

大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車(二輪自動車、
側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅 0.8m以下の自動車並びに
ただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引
自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大
型貨物自動車等である場合
に限る。)においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車にの本文の規定
に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。

のただし書の自動車(被牽引自動車を除く。)で長さ 6m以上のもの及び牽引自動車
と被牽引自動車とを連結した状態における長さが 6m以上となる場合における牽引自動
車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅 0.8m以
下の自動車並びにただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))に
限る。)又は被牽引自動車には、の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

4 - 79 - 9 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の形状が確認でき
るものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものと
する。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個
数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要 件	
		光 源 W 数	照 明 部 面
方向の指示を前方又は後方に対し て表示するための方向指示器	二輪自動車及び側車付二輪自 動車	15W以上	-
	その他		20cm ² 以上 (1)

1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積(不透明なモール等により
仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する投影面積を除く。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置
に備えられた方向指示器

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性
能を有するもの

方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(4 - 79 - 9 - 3 (1) に規定する方向指示
器にあつては、橙色)であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのもの
については白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(4 - 79
- 9 - 3 (1) に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。

(2) 4 - 79 - 9 に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火

式方向指示器を備えることができる。ただし、4-79-9-3(1)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

- (3) 4-79-9に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-9-3(1)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

指示部の両表示面の形状は、長さ160mm以上、最大幅35mm(長さ6m以上の自動車(後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方30mの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。))にあつては、長さ180mm以上、最大幅40mm)以上の剣形又は矢形であること。

方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。

指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

- (4) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であつて、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

- (5) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合しないものとする。

4-79-9-3 取付要件

- (1) 4-79-9-2(1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、に規定する方向指示器にあつては、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。この場合において、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の2倍以上であること。

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm(幅が1,300mm未満の自動車にあつては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上で

あるものにあつては、この限りでない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm（光源が8W以上のものにあつては250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。

自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2.3m以下となるように取り付けられていること。

4-79-9-1の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2.5m以内（被牽引自動車にあつては、自動車の前端から4.5m以内）となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。

4-79-9-1の自動車の両側面に備える方向指示器（に規定する方向指示器を除く。）の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの60%以内となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造（に規定する方向指示器にあつては、点滅する構造）とすることができる。この場合においては、当該方向指示器（に規定するものを除く。）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

(2) 4-79-9-2(2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。

方向指示器は、(1) から までの基準に準じたものであること。

(3) 4-79-9-2(3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

取付位置は、地上2.3m以下であること。

腕木式方向指示器は、(1) から までの基準に準じたものであること。

(4) 指定自動車等に備えられたものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。

4-79-10 従前規定の適用

昭和39年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第5項第2号関係)

4 - 79 - 10 - 1 装備要件

4 - 79 - 12 - 1 に同じ。

4 - 79 - 10 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要 件	
		光 源 W 数	照 明 部 面
(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (1)
	二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7 cm ² 以上 (1)
	その他		20cm ² 以上 (1)
(イ) 4 - 79 - 10 - 1 、 、 又は の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4 - 79 - 10 - 3 (1) を除く。)		3 W以上	20cm ² 以上 (3)
(ウ) 4 - 79 - 10 - 3 (1) の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (2)

1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積(不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する投影面積を除く。 2において同じ。)をいう。

2：各指示部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と 45° に交わる鉛直面への投影面積をいう。

3：各指示部の車両中心面(専ら後側方に対し表示するためのものにあつては、車両中心面と 45° に交わる鉛直面)への投影面積をいう。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（4 - 79 - 10 - 3 (1) に規定する方向指示器にあっては、橙色）であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（4 - 79 - 10 - 3 (1) に規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。

方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
ア 自動車の後面に備える方向指示器	4 - 76 - 7 - 2 (1) に規定する範囲に準じた範囲におけるすべての位置
イ ウに掲げる自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（方向指示器を側面のみ備えるものに限る。）以外の自動車の両側面に備える方向指示器（4 - 79 - 10 - 3 (1) に規定するものを除く。）	4 - 79 - 10 - 1 の方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置
ウ 次の(1)から(4)までに掲げる自動車（長さ 6 m 以下のものを除く。）並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器（4 - 79 - 10 - 3 (1) に規定するものを除く。） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの (2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のものの形状に類する自動車 (3) 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5 t 以下のもの (4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5 t 以下のものの形状に類する自動車 (5) 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5 t を超えるもの (6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5 t を超えるものの形状に類する自動車	4 - 79 - 10 - 1 の方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置

(2) 4 - 79 - 10 に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4 - 79 - 10 - 3 (1) の規定により自動車の両

側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

指示部の両表示面の形状は、長さ 160mm 以上、最大幅 35mm（長さ 6 m以上の自動車（後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方 30mの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。）にあっては、長さ 180mm 以上、最大幅 40mm）以上の剣形又は矢形であること。

方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。

指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

4 - 79 - 10 - 3 取付要件

(1) 4 - 79 - 10 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 10 - 2 (1)（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4 - 72 - 10 - 2 (1)の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。この場合において、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 3 倍以上であること。

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が 1,300mm 未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものにあっては、この限りでない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては 300mm（光源が 8 W 以上のものにあっては 250mm）以上、後方に対して方

向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。

自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上 2.3m 以下となるように取り付けられていること。

4 - 79 - 10 - 1 及び の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合にあつては、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さ。以下この号において同じ。)の 60% 以内となるように取り付けられていること。

4 - 79 - 10 - 1 の自動車(長さ 6 m 以上のものに限る。)の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の長さの 60% 以内に取り付けられていること。

4 - 79 - 10 - 1 及び の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から 2.5m 以内(被牽引自動車にあつては、自動車の前端から 4.5m 以内)となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方 1 m の車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方 1 m から自動車の後端までに相当する点における地上 1 m から 1.6m までのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。

4 - 79 - 10 - 1 の自動車の両側面に備える方向指示器(に規定する方向指示器を除く。)の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの 60% 以内となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造(に規定する方向指示器にあつては、点滅する構造)とすることができる。この場合においては、当該方向指示器(に規定するものを除く。)を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

(2) 4 - 79 - 10 - 2 (2) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

取付位置は、地上 2.3m 以下であること。

腕木式方向指示器は、(1) から までの基準に準じたものであること。

(3) 指定自動車等に備えられたもの同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び(2)の基準に適合するものとする。

4 - 79 - 11 従前規定の適用

昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 6 号関係)

4 - 79 - 11 - 1 装備要件

なし。

4 - 79 - 11 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	要件	
	光源の数 W	照明部の面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	15W以上	7 cm ² 以上 (1)

1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する投影面積を除く。）

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色であること。

方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種類に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種類	位置
自動車の後面に備える方向指示器	4 - 76 - 7 - 2 (1) に規定する範囲に準じた範囲におけるすべての位置

(2) 4 - 79 - 11 に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。

指示部の両表示面の形状は、長さ 160mm 以上、最大幅 35mm（長さ 6 m 以上の自動車（後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方 30mの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。）にあつては、長さ 180mm 以上、最大幅 40mm）以上の剣形又は矢形であること。

方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。

指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

(3) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

4 - 79 - 11 - 3 取付要件

- (1) 4 - 79 - 11 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 11 - 2 (1) (4 - 79 - 11 - 2 (1) を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。この場合において、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 3 倍以上であること。

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8 W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。

自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上 2.3m 以下となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造とすることができる。この場合においては、当該方向指示器を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

- (2) 4 - 79 - 11 - 2 (2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

取付位置は、地上 2.3m 以下であること。

腕木式方向指示器は、(1) の基準に準じたものであること。

- (3) 指定自動車等に備えられたもの同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。

4 - 79 - 12 従前規定の適用

昭和44年 9 月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第 3 項第 3 号関係)

4 - 79 - 12 - 1 装備要件

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から指示

部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。ただし、最高速度20km/h未滿の自動車で、かじ取ハンドルを中心から自動車の最外側までの距離が650mm未滿であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。

長さ6m以上の自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに ただし書の自動車にあっては、この限りでない。

長さ6m以上の自動車（車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに に掲げるただし書の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。

大型貨物自動車等には、両側面の前部（被牽引自動車に係るものを除く。）及び中央部に方向指示器を備えること。

牽引自動車（ に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において の本文、 の本文及び の規定に適合するように方向指示器を備えること。

大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、 の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車（ に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に の本文及び の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。

のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車（ に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、 の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

4 - 79 - 12 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源 W数	照明部 面
(ア) 方向の指示を前方又は後方 に対して表示するための方向 指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (1)
	二輪自動車及び側車付二輪自 動車並びにカタピラ及びそり を有する軽自動車		7cm ² 以上 (1)
	その他		20cm ² 以上 (1)
(イ) 4-79-12-1、 又はの規定により自動車の両 側面に備える方向指示器(4- 79-12-3(1)を除く。)		3W以上	20cm ² 以上 (3)
(ウ) 4-79-12-3(1)の規定 により自動車の両側面に備え る方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (2)

1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積(不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する投影面積を除く。2において同じ。)をいう。

2：各指示部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

3：各指示部の車両中心面(専ら後側方に対し表示するためのものにあつては、車両中心面と45°に交わる鉛直面)への投影面積をいう。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(4-79-12-3(1)に規定する方向指示器にあつては、橙色)であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあつては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(4-79-12-3(1)に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。

方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種類に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
ア 自動車の後面に備える方向指示器	4 - 76 - 7 - 2 (1) に規定する範囲に準じた範囲におけるすべての位置
イ ウに掲げる自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（方向指示器を側面のみ備えるものに限る。）以外の自動車の両側面に備える方向指示器（4 - 79 - 12 - 3 (1) に規定するものを除く。）	4 - 79 - 12 - 1 の方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置
ウ 次の(1)から(4)までに掲げる自動車（長さ 6 m 以下のものを除く。）並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器（4 - 79 - 12 - 3 (1) に規定するものを除く。） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの (2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものの形状に類する自動車 (3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 t 以下のもの (4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 t 以下のものの形状に類する自動車 (5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 t を超えるもの (6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 t を超えるものの形状に類する自動車	4 - 79 - 12 - 1 の方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置
(2) 4 - 79 - 12 に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4 - 79 - 12 - 3 (1) の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。 指示部の両表示面の形状は、長さ 160mm 以上、最大幅 35mm（長さ 6 m 以上の自動車（後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方 30m の距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。）にあっては、長さ 180mm 以上、最大幅 40mm）以上の剣形又は矢形であること。 方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。	

と。

指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

- (3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

4 - 79 - 12 - 3 取付要件

- (1) 4 - 79 - 12 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 12 - 2 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4 - 79 - 12 - 2 (1)の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、に規定する方向指示器にあっては、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。この場合において、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の3倍以上であること。

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm(幅が1,300mm未満の自動車にあっては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあつては、この限りでない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm(光源が8W以上のものにあつては250mm)以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。

自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2.3m以下となるように取り付けられていること。

4 - 79 - 12 - 1 及び の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合にあっては、牽引自動車と

被牽引自動車とを連結した状態における長さ。以下この号において同じ。)の60%以内となるように取り付けられていること。

4 - 79 - 12 - 1 の自動車(長さ6 m以上のものに限る。)の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の長さの60%以内に取り付けられていること。

4 - 79 - 12 - 1 及び の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2.5m以内(被牽引自動車にあつては、自動車の前端から4.5m以内)となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1 mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1 mから自動車の後端までに相当する点における地上1 mから1.6mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。

4 - 79 - 12 - 1 の自動車の両側面に備える方向指示器(に規定する方向指示器を除く。)の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの60%以内となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造(に規定する方向指示器にあつては、点滅する構造)とすることができる。この場合においては、当該方向指示器(に規定するものを除く。)を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

(2) 4 - 79 - 12 - 2 (2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

取付位置は、地上2.3m以下であること。

腕木式方向指示器は、(1) から までの基準に準じたものであること。

(3) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。

4 - 79 - 13 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第3項第4号、第3項第5号、第5項及び第6項関係)

4 - 79 - 13 - 1 装備要件

4 - 79 - 14 - 1 に同じ。

4 - 79 - 13 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個

数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源 W数	照明部 面
(ア) 方向の指示を前方又は後方 に対して表示するための方向 指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (1)
	二輪自動車及び側車付二輪自 動車並びにカタピラ及びそりを 有する軽自動車		7cm ² 以上 (1)
	その他		20cm ² 以上 (1)
(イ) 4-79-14-1、 又はの規定により自動車の両 側面に備える方向指示器(4- 79-13-3(1)を除く。)	長さ6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 (2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (2)
(ウ) 4-79-13-3(1)の規定 により自動車の両側面に備え る方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (2)

1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する投影面積を除く。2において同じ。）をいう。

2：各指示部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（4-79-13-3(1)に規定する方向指示器にあつては、橙色）であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあつては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（4-79-13-3(1)に規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。

方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種類に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種類	範囲
自動車の後面に備える方向指示器	4-75-7-2(1)に規定する範囲に準じた範囲

自動車の両側面に備える方向指示器（4-79-13-3(1)に規定するものを除く。）は、次の基準に適合する構造とすることができる。

ア 自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを

有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに4-79-13-1のただし書の自動車を除く。)の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

イ 大型貨物自動車等の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の後面の両側の方向指示器を結ぶ直線を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

ウ 牽引自動車(4-79-13-1のただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

(2) 4-79-13に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-13-3(1)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

指示部の両表示面の形状は、長さ160mm以上、最大幅35mm(長さ6m以上の自動車(後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方30mの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。))にあっては、長さ180mm以上、最大幅40mm)以上の剣形又は矢形であること。

方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。

指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

(3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

4-79-13-3 取付要件

(1) 4-79-13-2(1)の方向指示器は、4-79-13-2(1)(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあっては4-79-13-2(1)に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減す

るものであること。ただし、 に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。この場合において、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 3 倍以上であること。

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が 1,300mm 未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものにあっては、この限りでない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには 300mm（光源が 8 W 以上のものには 250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の尾灯より外側にあること。

自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上 2.3m 以下となるように取り付けられていること。

4 - 79 - 13 - 1 及び の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から 2.5m 以内（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては 2.5m 以内又は自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合にあっては、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さ。以下(1)において同じ。）の 60% 以内、長さ 6 m 以上の自動車にあっては自動車の長さの 60% 以内）となるように取り付けられていること。

4 - 79 - 13 - 1 の自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取り付けられていること。

4 - 79 - 13 - 1 及び の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から 2.5m 以内（被牽引自動車にあっては、自動車の前端から 4.5m 以内）となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方 1 m の車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方 1 m から自動車の後端までに相当する点における地上 1 m から 1.6m までのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。

4 - 79 - 13 - 1 の自動車の両側面に備える方向指示器(に規定する方向指示器を除く。)の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの 60% 以内となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造(に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造)とすることができる。この場合においては、当該方向指示器(に規定するものを除く。)を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

- (2) 4 - 79 - 13 - 2 (2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

指示部は、作動時には水平位置をとり、不動作時には確実に格納されるものであること。

取付位置は、地上2.3m以下であること。

腕木式方向指示器は、(1) から までの基準に準じたものであること。

- (3) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。

4 - 79 - 14 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第1項、第2項第7号、第3項第6号及び第7項関係)

4 - 79 - 14 - 1 装備要件

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。ただし、最高速度20km/h未滿の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未滿であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。

自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅0.8m以下の自動車並びに ただし書の自動車にあっては、この限りでない。

自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに に掲げるただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。

大型貨物自動車等には、両側面の前部(被牽引自動車に係るものを除く。)及び中央部に方向指示器を備えること。

牽引自動車(に掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態において の本文、 の本文及び の規定に適合するように方向指示器を備えること。

大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車（に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車にの本文及びの本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。

のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車（に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

4-79-14-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m（4-79-14-1、（両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）又は（の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m）の距離から昼間において点灯を確認できるものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源 W数	照明部 面
(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (1)
	二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上 (1)
	その他		20cm ² 以上 (1)
(イ) 4-79-14-1、又はの規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-14-3(1)を除く。)	長さ6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 (2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (2)
(ウ) 4-79-14-3(1)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (2)

1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する投影面積を除く。2において同じ。）をいう。

2：各指示部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
自動車の後面に備える方向指示器	4-76-9-2(1) に規定する範囲に準じた範囲

自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-14-3(1)に規定するものを除く。)は、次の基準に適合する構造とすることができる。

ア 自動車(大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに4-79-14-1のただし書の自動車を除く。)の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

イ 大型貨物自動車等の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の後面の両側の方向指示器を結ぶ直線を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

ウ 牽引自動車(4-79-14-1のただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

(2) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(3) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4-79-14-3 取付要件

(1) 方向指示器は、4-79-14-2(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあっては4-79-14-2(1)に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

方向指示器は、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものであること。

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm (幅が 1,300mm 未満の自動車にあっては、400mm) 以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものにあつては、この限りでない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8 W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。

自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上 2.3m 以下となるように取り付けられていること。

4 - 79 - 14 - 1 及び の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から 2.5m 以内 (大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては 2.5m 以内又は自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合にあっては、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さ。以下(1)において同じ。))の 60% 以内、長さ 6 m 以上の自動車にあっては自動車の長さの 60% 以内)となるように取り付けられていること。

4 - 79 - 14 - 1 の自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取り付けられていること。

4 - 79 - 14 - 1 及び の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から 2.5m 以内 (被牽引自動車にあっては、自動車の前端から 4.5m 以内)となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方 1 m の車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方 1 m から自動車の後端までに相当する点における地上 1 m から 1.6m までのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。

4 - 79 - 14 - 1 の自動車の両側面に備える方向指示器(に規定する方向指示器を除く。)の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの 60% 以内となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合におい

ては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。
(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 80 補助方向指示器

4 - 80 - 1 装備要件

(略)

4 - 80 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の2第2項関係、細目告示第60条第1項関係、細目告示第138条第1項関係)

補助方向指示器は、4 - 79 - 2 (1) の基準に準じたものであること。

(略)

(2) (略)

4 - 80 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の2第3項関係)

この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第60条第2項関係、細目告示第138条第3項関係)

補助方向指示器は、4 - 79 - 3 (2)、 、 及び の基準に準じたものであること。

(略)

(2) (略)

4 - 80 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 80 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第46条第2項関係)

(2) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 80 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第46条第1項関係)

4 - 80 - 5 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第46条第2項関係)

4 - 80 - 5 - 1 装備要件

4 - 73 補助方向指示器

4 - 73 - 1 装備要件

(略)

4 - 73 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の2第2項関係、細目告示第60条第1項関係、細目告示第138条第1項関係)

補助方向指示器は、4 - 72 - 2 (1) の基準に準じたものであること。

(略)

(2) (略)

4 - 73 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の2第3項関係)

この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第60条第2項関係、細目告示第138条第3項関係)

補助方向指示器は、4 - 72 - 3 (2)、 、 及び の基準に準じたものであること。

(略)

(2) (略)

4 - 80 - 6 - 1 に同じ。

4 - 80 - 5 - 2 性能要件

- (1) 補助方向指示器は、4 - 79 - 13 - 2 (1) の基準に準じたものでなければならない。
- (2) 補助方向指示器は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

4 - 80 - 5 - 3 取付要件

- (1) 補助方向指示器は、4 - 79 - 13 - 3 (1) 及び の基準に準じたものでなければならない。この場合において、照明部の取り扱い、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。
- (2) 4 - 79 - 13 - 3 (1) の規定は、補助方向指示器について準用する。
- (3) 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。
- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 80 - 6 従前規定の適用

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

（適用関係告示第 46 条第 1 項関係）

4 - 80 - 6 - 1 装備要件

自動車の両側面には、方向指示器と連動して点滅する補助方向指示器を 1 個ずつ備えることができる。

4 - 80 - 6 - 2 性能要件

- (1) 補助方向指示器は、4 - 79 - 14 - 2 (1) の基準に準じたものでなければならない。
- (2) 補助方向指示器は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

4 - 80 - 6 - 3 取付要件

- (1) 補助方向指示器は、4 - 79 - 14 - 3 (1) 及び の基準に準じたものでなければならない。この場合において、照明部の取り扱い、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。
- (2) 4 - 79 - 14 - 3 (1) の規定は、補助方向指示器について準用する。
- (3) 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。
- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 81 非常点滅表示灯

4 - 81 - 1 装備要件

（略）

4 - 81 - 2 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 81 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、

4 - 74 非常点滅表示灯

4 - 74 - 1 装備要件

（略）

4 - 74 - 2 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 74 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に

視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係)

非常点滅表示灯については、4-79-3(1)、及び から まで並びに4-79-3(2)(から まで及び を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には4-79-3(2)に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置(74/61/EEC(欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書きの規定に適合するものとする。

(略)

(略)

(2) (略)

4-81-4 適用関係の整理

- (1) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、4-81-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第47条第2項第1号関係)
- (2) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4-81-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第47条第3項第1号及び第4項関係)
- (3) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4-81-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第47条第1項関係)

4-81-5 従前規定の適用

昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第47条第2項第1号関係)

4-81-5-1 装備要件

- (1) 非常点滅表示灯については、4-79-12-1、及び から までの規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。

4-81-5-2 性能要件

- (1) 非常点滅表示灯については、4-79-12-2(1)(表のイ及びウを除く。)の規定を準用する。
- (2) 非常点滅表示灯は、点滅を表示する方向 30mの距離から表示部の形状が確認できるものであること。この場合において、照明部の取り扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。
- (3) 非常点滅表示灯の灯光の色は、黄色又は橙色であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、点滅を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、点滅を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることがで

関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係)

非常点滅表示灯については、4-72-3(1)、及び から まで並びに4-72-3(2)(から まで及び を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には4-72-3(2)に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置(74/61/EEC(欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書きの規定に適合するものとする。

(略)

(略)

(2) (略)

きる。

(4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)から(3)までの基準に適合しないものとする。

4 - 81 - 5 - 3 取付要件

4 - 81 - 6 - 3 に同じ。

4 - 81 - 6 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 3 項第 1 号及び第 4 項関係)

4 - 81 - 6 - 1 装備要件

4 - 81 - 7 - 1 に同じ。

4 - 81 - 6 - 2 性能要件

- (1) 非常点滅表示灯については、4 - 79 - 13 - 2 (1) の規定を準用する。
- (2) 非常点滅表示灯は、点滅を表示する方向 30m の距離から表示部の形状が確認できるものであること。この場合において、照明部の取り扱いは、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。
- (3) 非常点滅表示灯の灯光の色は、黄色又は橙色であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、点滅を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、点滅を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。
- (4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)から(3)までの基準に適合しないものとする。

4 - 81 - 6 - 3 取付要件

- (1) 非常点滅表示灯については、4 - 79 - 13 - 3 (1) (、 から まで及び を除く。) の規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。) を準用する。この場合において、照明部の取り扱いは、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。
- (2) 非常点滅表示灯は、(1)に規定するほか次の基準に適合するものでなければならない。
すべての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。
毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火 (以下「非常灯」という。)として作動する場合にはこの基準に適合しない構造とすることができる。
光度が増減するものは、車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。
光度が増減するものの最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 3 倍以上であること。
制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。
- (3) 盗難防止装置 (74/61/E E C (欧州経済共同体指令) に規定する原動機の動力による走行を不能にする装置を言う。) の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3 秒を超えない範囲内において非常点滅灯を使用する構造については、(2) に適合しているも

のとする。

- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。

4 - 81 - 7 従前規定の適用

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 1 項関係)

4 - 81 - 7 - 1 装備要件

- (1) 自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに最高速度 40 km/h 未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。
- (2) 非常点滅表示灯については、4 - 79 - 14 - 1、及び から までの規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。

4 - 81 - 7 - 2 性能要件

- (1) 非常点滅表示灯については、4 - 79 - 14 - 2 (1) の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。
- (2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。

4 - 81 - 7 - 3 取付要件

- (1) 非常点滅表示灯については、4 - 79 - 14 - 3 (1) (から まで及び を除く。) の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には 4 - 79 - 14 - 3 (1) に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、照明部の取り扱い、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。
- (2) 非常点滅表示灯は、(1) に規定するほか次の基準に適合するものでなければならない。
すべての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。
左右対称に取り付けられた非常点滅表示灯は、同時に点滅する構造であること。
- (3) 盗難防止装置(74/61/E E C (欧州経済共同体指令) に規定する原動機の動力による走行を不能にする装置を言う。) の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3 秒を超えない範囲内において非常点滅灯を使用する構造については、(1) (4 - 72 - 14 - 3 (1) に係る部分に限る) に適合しているものとする。
- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び(2) の基準に適合するものとする。

4 - 82 その他の灯火等の制限

4 - 75 その他の灯火等の制限

4 - 82 - 1 装備要件

自動車には、4 - 57 から 4 - 81 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)

(1) から (10) (略)

4 - 82 - 2 欠番

4 - 82 - 3 欠番

4 - 82 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 82 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第48条第2項第1号関係)

(2) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 82 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第48条第2項第2号関係)

(3) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 82 - 7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第48条第1項関係)

4 - 82 - 5 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係)

4 - 82 - 5 - 1 装備要件

(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2.5m 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

尾灯

後部霧灯

駐車灯

後部上側端灯

制動灯

補助制動灯

方向指示器

補助方向指示器

非常点滅表示灯

緊急自動車の警光灯

火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

旅客自動車運送事業用自動車の地上 2.5m を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火(に掲げる灯火を除く。)

一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の終車灯

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の空車灯及び料金灯

旅客自動車運送事業用自動車の非常灯

走行中に使用しない灯火

旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって、運転者席で点灯できないものについては、 の「走行中に使用しない灯火」とする。

4 - 75 - 1 装備要件

自動車には、4 - 51 から 4 - 74 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)

(1) から (10) (略)

(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

番号灯

後退灯

室内照明灯

一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯

走行中に使用しない灯火

作業灯であって次に掲げるものは、の「走行中に使用しない灯火」とする。

ア 運転者席で点灯できないもの

イ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

(3) 自動車(一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。)の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。

(4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。

(5) 自動車には、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火及び非常灯(旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。)を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。

(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。

(7) 自動車に備える灯火の直射光(前照灯にあっては、すれ違い用前照灯の直射光)又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。

(8) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火(前面に備える駐車灯を除く。)を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

(9) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。
ことを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

4 - 82 - 6 従前規定の適用

昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであれ

ばよい。(適用関係告示第48条第2項第2号関係)

4-82-6-1 装備要件

- (1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2.5m以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

尾灯

後部霧灯

駐車灯

後部上側端灯

制動灯

補助制動灯

方向指示器

補助方向指示器

非常点滅表示灯

緊急自動車の警光灯

火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

旅客自動車運送事業用自動車の地上2.5mを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火(に掲げる灯火を除く。)

一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の終車灯

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の空車灯及び料金灯

旅客自動車運送事業用自動車の非常灯

走行中に使用しない灯火

旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって、運転者席で点灯できないものについては、 の「走行中に使用しない灯火」とする。

- (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

番号灯

後退灯

室内照明灯

一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯

走行中に使用しない灯火

作業灯であって次に掲げるものは、 の「走行中に使用しない灯火」とする。

ア 運転者席で点灯できないもの

イ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

- (3) 自動車(一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。)の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。

- (4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えて

はならない。

- (5) 自動車には、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火及び非常灯(旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。)を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。
- (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。
- (7) 自動車に備える灯火の直射光(前照灯にあっては、すれ違い用前照灯の直射光)又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。
- (8) (1) から まで及び に掲げる灯火(1) に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。)は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、「前方を照射し、又は前方に表示するもの」とされないものとする。
- (9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火(前面に備える駐車灯を除く。)を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。
- (10) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。
ことを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

4 - 82 - 7 従前規定の適用

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係)

4 - 82 - 7 - 1 装備要件

- (1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2.5m 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。
 - 側方灯
 - 尾灯
 - 後部霧灯
 - 駐車灯
 - 後部上側端灯
 - 制動灯

補助制動灯
 方向指示器
 補助方向指示器
 非常点滅表示灯
 緊急自動車の警光灯
 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
 旅客自動車運送事業用自動車の地上 2.5mを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（ に掲げる灯火を除く。）
 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の終車灯
 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の空車灯及び料金灯
 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
 走行中に使用しない灯火
 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって、運転者席で点灯できないものについては、 の「走行中に使用しない灯火」とする。

(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

番号灯
 後退灯
 室内照明灯
 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯
 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯
 走行中に使用しない灯火
 作業灯であって次に掲げるものは、 の「走行中に使用しない灯火」とする。

ア 運転者席で点灯できないもの
 イ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

(3) 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。

(4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。

(5) 自動車には、側方灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火及び非常灯(旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。)を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。この場合において、点滅又は光度の増減を手動によるのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。

(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に

備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。

- (7) 自動車に備える灯火の直射光(前照灯にあっては、すれ違い用前照灯の直射光)又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。
- (8) (1) から まで及び に掲げる灯火(1) に掲げる灯火にあっては自動車の両側面の後部に備える赤色のものに限り、(1) に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。)は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、「前方を照射し、又は前方に表示するもの」とされないものとする。
- (9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火(前面に備える駐車灯を除く。)を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。
- (10) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

4 - 83 警音器

4 - 83 - 1 装備要件

(略)

4 - 83 - 2 性能要件

4 - 83 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第43条第3項関係、細目告示第63条第2項関係、細目告示第141条第2項関係)
警音器の音の大きさ(2以上の警音器が運動して音を発する場合は、その和)は、自動車の前方7mの位置において112dB以下93dB以上(動力が7kW以下の二輪自動車に備える警音器にあっては、112dB以下83dB以上)であること。
警音器は、サイレン又は鐘でないこと。
- (2) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第141条第3項関係)
騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。
マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
聴感補正回路はA特性とする。
原動機は、停止した状態とする。

4 - 76 警音器

4 - 76 - 1 装備要件

(略)

4 - 76 - 2 性能要件

4 - 76 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第43条第3項関係、細目告示第63条第2項関係、細目告示第141条第2項関係)
警音器の音の大きさ(2以上の警音器が運動して音を発する場合は、その和)は、自動車の前方7mの位置において112dB以下93dB以上(動力が7kW以下の二輪自動車に備える警音器にあっては、112dB以下83dB以上)であること。
警音器は、サイレン又は鐘でないこと。
- (2) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第141条第3項関係)
騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。
マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
聴感補正回路はA特性とする。
原動機は、停止した状態とする。

計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
計測値の取扱いは、次のとおりとする。

- ア 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。
- イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内には有効とする。
- ウ 2回の計測値(エにより補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。
- エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2	1				

4 - 83 - 2 - 2 視認等による審査

(略)

4 - 83 - 3 欠番

4 - 83 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、4 - 83 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第49条第2項関係)
- (2) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 83 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第49条第1項関係)

4 - 83 - 5 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第49条第2項関係)

4 - 83 - 5 - 1 装備要件

4 - 83 - 6 - 1に同じ。

4 - 83 - 5 - 2 性能要件

計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
計測値の取扱いは、次のとおりとする。

- ア 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。
- イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内には有効とする。
- ウ 2回の計測値(エにより補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。
- エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2	1				

- (3) (2)の規定にかかわらず、平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次により計測できるものとする。(細目告示第141条第4項関係)

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。

マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から2mの位置の地上1mの高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

聴感補正回路はC特性とする。

原動機は、停止した状態とする。

計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

計測値の取扱いは、(2)の規定を準用する。

4 - 76 - 2 - 2 視認等による審査

(略)

警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 警音器の音の大きさ(2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和)は、自動車の前方2mの位置において115dB以下90dB以上(軽自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える警音器にあっては、115dB以下の適当な大きさ)又は自動車の前方7mの位置において112dB以下93dB以上(軽自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える警音器にあっては、112dB以下83dB以上)であること。

(2) 警音器の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであること。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。

音が自動的に断続するもの

音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの

運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの

(3) 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。

(4) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。

マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

聴感補正回路はA特性とする。

原動機は、停止した状態とする。

計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

計測値の取扱いは、次のとおりとする。

ア 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。

イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内には有効とする。

ウ 2回の計測値(により補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

(単位: dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2	1				

(5) (4)の規定にかかわらず、平成15年12月31日以前に製作された自動車にあっては、次により計測できるものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。

マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 2 m の位置の地上 1 m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

聴感補正回路は C 特性とする。

原動機は、停止した状態とする。

計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

計測値の取扱いは、(4) の規定を準用する。

4 - 83 - 6 従前規定の適用

平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 1 項関係)

4 - 83 - 6 - 1 装備要件

- (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)には、警音器を備えなければならない。
- (2) 自動車(緊急自動車を除く。)には、車外に音を発する装置であって警音器と紛らわしいものを備えてはならない。ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときにその旨を歩行者等に警報するブザーその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザーその他の装置については、この限りでない。

4 - 83 - 6 - 2 性能要件

警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 警音器の音の大きさ(2 以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和)は、自動車の前方 2 m の位置において 115dB 以下 90dB 以上(動力が 7 kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあっては、115dB 以下の適当な大きさ)又は自動車の前方 7 m の位置において 112dB 以下 93dB 以上(動力が 7 kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあっては、112dB 以下 83dB 以上)であること。
- (2) 警音器の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであること。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。
 - 音が自動的に断続するもの
 - 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの
 - 運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの
- (3) 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。
- (4) 音の大きさが(1)に規定する範囲内でないおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。

マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 7 m の位置の地上 0.5m から 1.5 m の高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

聴感補正回路は A 特性とする。

原動機は、停止した状態とする。

計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

計測値の取扱いは、次のとおりとする。

ア 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。

イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内には有効とする。

ウ 2回の計測値(により補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2			1		

(5) (4)の規定にかかわらず、平成15年12月31日以前に製作された自動車にあっては、次により計測できるものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から2mの位置の地上1mの高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

聴感補正回路はC特性とする。

原動機は、停止した状態とする。

計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

計測値の取扱いは、(4)の規定を準用する。

4 - 84 非常信号用具

4 - 84 - 1 装備要件

自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、4 - 84 - 2の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第43条の2関係)

4 - 84 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 77 非常信号用具

4 - 77 - 1 装備要件

自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、4 - 77 - 2の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第43条の2関係)

4 - 77 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 85 警告反射板

4 - 85 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 86 停止表示器材

4 - 86 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 86 - 2 欠番

4 - 86 - 3 欠番

4 - 86 - 4 適用関係の整理

(1) 平成 17 年 3 月 31 日以前に製作された停止表示器材（平成 12 年 3 月 31 日以降に法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた停止表示器材を除く。）については、4 - 86 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 50 条第 1 項関係）

4 - 86 - 5 従前規定の適用

平成 17 年 3 月 31 日以前に製作された停止表示器材（平成 12 年 3 月 31 日以降に法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた停止表示器材を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 50 条第 1 項関係）

4 - 86 - 5 - 1 性能要件

自動車に備える停止表示器材は、次の基準に適合するものでなければならない。

停止表示器材は、反射部及びけい光部から成る一辺が 500mm 以上の中空の正立正三角形で帯状部の幅が 80mm 以下のものであること。

停止表示器材の反射部は、中空の正立正三角形で帯状部の幅が 25mm 以上 50mm 以下のものであること。

停止表示器材のけい光部は、反射部に内接する中空の正立正三角形で帯状部の幅が 30mm 以上 33mm 以下のものであること。

停止表示器材は、夜間 200m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

停止表示器材は、昼間 200m の距離からそのけい光を確認できるものであること。

停止表示器材による反射光及びけい光の色は、赤色であること。

停止表示器材は、路面上に垂直に設置できるものであること。

停止表示器材は、容易に組み立てられる構造であること。

停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものであること。

4 - 78 警告反射板

4 - 78 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 79 停止表示器材

4 - 79 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

<p>4 - 87 盗難発生警報装置</p> <p>4 - 87 - 1 装備要件 (略)</p> <p>4 - 87 - 2 性能要件(書面等による審査) (略)</p> <p>4 - 87 - 3 欠番</p> <p>4 - 87 - 4 適用関係の整理 (1) 平成 18 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(軽自動車にあつては平成 20 年 6 月 30 日)については、4 - 80 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 51 条第 1 項関係)</p> <p>4 - 87 - 5 従前規定の適用 平成 18 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(軽自動車にあつては平成 20 年 6 月 30 日)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 51 条第 1 項関係)</p> <p>4 - 87 - 5 - 1 装備要件 自動車には、盗難発生警報装置(自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置をいう。以下同じ。)を備えることができる。(保安基準第 43 条の 5 第 1 項)</p> <p>4 - 87 - 5 - 2 性能要件 なし。</p> <p>4 - 88 後写鏡</p> <p>4 - 88 - 1 装備要件 (略)</p> <p>4 - 88 - 2 性能要件</p> <p>4 - 88 - 2 - 1 視認等による審査 (1) 自動車(ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。(3)及び4 - 88 - 2 - 2において同じ。)を有しないものを除く。)に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線付近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについてはの規定は、適用しない。(保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 1 項関係、細目告示第 146 条第 1 項関係) から (略) (2)から(5) (略)</p>	<p>4 - 80 盗難発生警報装置</p> <p>4 - 80 - 1 装備要件 (略)</p> <p>4 - 80 - 2 性能要件(書面等による審査) (略)</p> <p>4 - 81 後写鏡</p> <p>4 - 81 - 1 装備要件 (略)</p> <p>4 - 81 - 2 性能要件</p> <p>4 - 81 - 2 - 1 視認等による審査 (1) 自動車(ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。(3)及び4 - 81 - 2 - 2において同じ。)を有しないものを除く。)に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線付近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについてはの規定は、適用しない。(保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 1 項関係、細目告示第 146 条第 1 項関係) から (略) (2)から(5) (略)</p>
---	---

4 - 88 - 2 - 2 書面等による審査

(略)

4 - 88 - 3 取付要件(視認等による審査)

4 - 88 - 2 - 1 (3)の後写鏡は、4 - 88 - 2 - 1 (3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第68条第4項関係、細目告示第146条第5項関係)

から (略)

(2)、(3) (略)

(4) 次に掲げる後写鏡は、(3) の基準に適合しないものとする。(細目告示第146条第4項関係)

から (略)

4 - 88 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車、又は昭和49年3月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員11人以上の自動車については、4 - 88 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第52条第3項第1号、第2号関係)
- (2) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 88 - 6 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第52条第3項第3号関係)
- (3) 平成18年12月31日以前に製作された自動車(平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、4 - 88 - 7 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第52条第1項、第2項関係)

4 - 88 - 5 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された自動車及び昭和49年3月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員11人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第52条第3項第1号、第2号関係)

4 - 88 - 5 - 1 装備要件

4 - 88 - 7 - 1に同じ。

4 - 88 - 5 - 2 性能要件

(1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。

運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車)の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付が不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。)小型自動車及び軽自動車(被

4 - 81 - 2 - 2 書面等による審査

(略)

4 - 81 - 3 取付要件(視認等による審査)

4 - 81 - 2 - 1 (3)の後写鏡は、4 - 81 - 2 - 1 (3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第68条第4項関係、細目告示第146条第5項関係)

から (略)

(2)、(3) (略)

(4) 次に掲げる後写鏡は、(3) の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、からまでの規定によらないことができる。(細目告示第146条第4項関係)

から (略)

けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方55°以下(左ハンドル車にあつては75°以下)、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方75°以下(左ハンドル車にあつては55°以下)であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

- (2) (1) の「左外測線附近(運転者が運転席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車の後端まで沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱(後車軸より前方に設置した円柱であつて、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。)の少なくとも一部を確認できることをいう。

(参考図) 視界の範囲(略)

- (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものに備える後写鏡は、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。この場合において、鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

- (4) 次の各号に掲げる後写鏡は、(3)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡と同一の構造を有する後写鏡であつて、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

- (5) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて、車室を有しないものについては、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。

運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車)の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。

4-88-5-3 取付要件

- (1) 4-88-5-2(3)の後写鏡は、4-88-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280mm以上外側となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。

自動車の左右両側（最高速度 50km/h 以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。

(2) 次の各号に掲げる後写鏡は、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

4 - 81 - 6 従前規定の適用

昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 3 項第 3 号関係）

4 - 81 - 6 - 1 装備要件

4 - 81 - 7 - 1 に同じ。

4 - 81 - 6 - 2 性能要件

(1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては、この規定は、適用しない。

容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付が不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）小型自動車及び軽自動車（被けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下（左ハンドル車にあっては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下（左ハンドル車にあっては 55° 以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

(2) (1) の「左外側線附近（運転者が運転席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車

の後端まで沿って設置された高さ 1 m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）の少なくとも一部を確認できることをいう。

（参考図）視界の範囲（略）

(3) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

(4) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。この場合において、鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

(5) 次の各号に掲げる後写鏡は、(4)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡と同一の構造を有する後写鏡であって、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

(6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室を有しないものについては、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、及び の基準は適合しない。

容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

4 - 88 - 6 - 3 取付要件

(1) 4 - 88 - 6 - 2 (4)の後写鏡は、4 - 88 - 6 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、取付

けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280mm以上外側となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。

自動車の左右両側（最高速度50km/h以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。

(2) 次に掲げる後写鏡は、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

4-88-7 従前規定の適用

平成18年12月31日以前に製作された自動車（平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第1項、第2項関係）

4-88-7-1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。

4-88-7-2 性能要件

(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、次の基準に適合するものであればよい。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては及び、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについてはの規定は適用しない。

容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。4-88-7-2において同じ。）内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

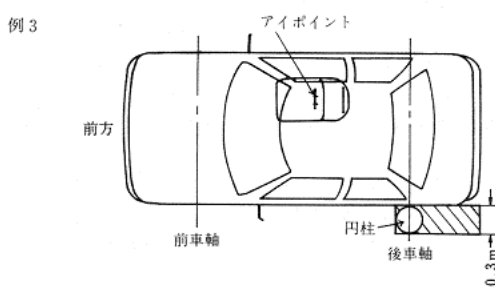
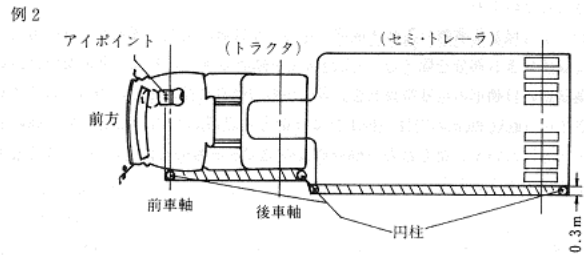
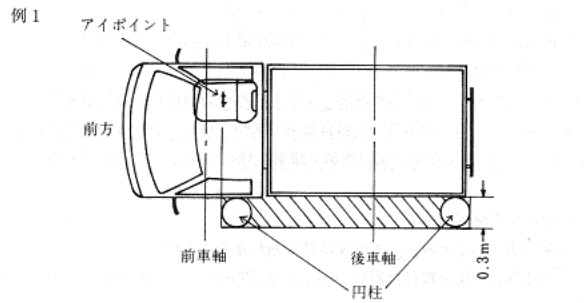
運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであれ

ばよい。この場合において、取付が不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。） 小型自動車及び軽自動車（被けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下（左ハンドル車にあっては 75° 以下） 車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下（左ハンドル車にあっては 55° 以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

- (2) (1) の「左外測線附近（運転者が運転席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車の後端まで沿って設置された高さ 1 m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）の少なくとも一部を確認できることをいう。

（参考図）視界の範囲



(注) 1. 斜線部は、左外側線付近の視界の範囲を示す。

2. 特殊な自動車（運転者席の高い自動車、幅の広い被けん引車をけん引する自動車、除雪装置を備えた自動車等）にあっては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。

3. 円柱の位置は例示である。

(3) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) 及び (2) の

基準に適合するものとする。

- (4) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡は、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合するものあればよい。この場合において、鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

- (5) 次掲げる後写鏡は、(4)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡と同一の構造を有する後写鏡であって、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

- (6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室を有しないものについては、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、及びの基準は適合しない。

容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車)の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

4-88-7-3 取付要件

- (1) 4-88-7-2(4)の後写鏡は、4-88-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280mm以上外側となるように取り付けられていること。

運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。

自動車の左右両側(最高速度50km/h以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側)に取り付けられていること。

- (2) 次に掲げる後写鏡は、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

4 - 89 直前直左確認鏡

4 - 89 - 1 装備要件

(略)

4 - 89 - 2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 4 - 89 - 1の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第68条第6項関係、細目告示第146条第8項関係)

運転者が運転席において、4 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。)を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、4 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

(2)、(3) (略)

4 - 89 - 3 欠番

4 - 89 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 89 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第52条第3項第3号及び第4項関係)
- (2) 平成18年12月31日以前に製作された自動車(平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、4 - 89 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第52条第1項関係)

4 - 89 - 5 従前規定の適用

昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第52条第3項第3号及び第4項関係)

4 - 89 - 5 - 1 装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

4 - 82 直前直左鏡

4 - 82 - 1 装備要件

(略)

4 - 82 - 2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 4 - 82 - 1の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第68条第6項関係、細目告示第146条第8項関係)

運転者が運転席において、4 - 82 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。)を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、4 - 82 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

(2)、(3) (略)

自動車の種別	障害物
(1) 乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8 t 又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車 ((2) に掲げる自動車を除く。)	当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1 m の障害物
(2) 車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)	当該自動車の前面から 2 m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3 m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1 m の障害物

図 (略)

4 - 89 - 5 - 2 性能要件

(1) 取付が不確実な鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがある鏡は、4 - 89 - 5 - 1 の「確認」ができないものとする。
(2) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 58 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、4 - 89 - 5 - 1 (2) の基準に適合するものとする。

4 - 89 - 6 従前規定の適用

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (平成 17 年 1 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 1 項関係)

4 - 89 - 6 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車 (被牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

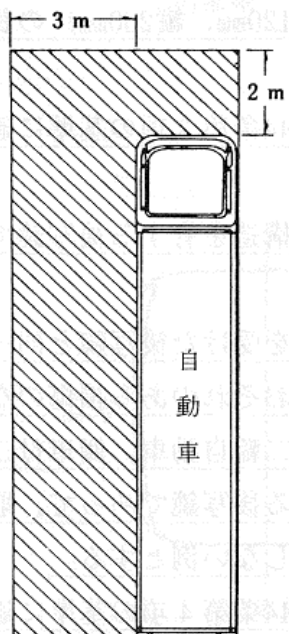
自動車の種別	障害物
乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車（(2)に掲げる自動車を除く。）	当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間の高さ 1 m の障害物
車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）	当該自動車の前面から 2 m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3 m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1 m の障害物

(2) (1)の表の「当該自動車の前面から 0.3メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 0.3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前面各部及び左外側線上自動車の前端から後端までに沿って設置された高さ 1 m、直径 30cm の円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。

(3) (1)の表の「当該自動車の前面から 2メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前方 2 m、左側方 3 m の範囲内に設置させた高さ 1 m、直径 30cm の円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。

この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和 58 年 3 月 28 日自車第 241 号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第 44 条第 5 項第 2 号の基準に適合するものとする。

(参考図) 視界の範囲



(注) 斜線部は視界の範囲を示す。

4 - 89 - 6 - 2 性能要件

- (1) 4 - 89 - 6 - 1 の装置で取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。この場合において、指定自動車等に備えられている鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。
- (2) 取付が不確実な鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがある鏡は、4 - 89 - 6 - 1 の「確認」ができないものとする。
- (3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 58 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策

標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、4 - 89 - 6 - 1 (2)の基準に適合するものとする。

4 - 90 窓ふき器等

4 - 90 - 1 装備要件

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、4 - 90 - 2 - 1 (1)の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。（保安基準第 45 条第 1 項関係）
- (2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20 km/h 未満の自動車を除く。）には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、4 - 90 - 2 - 1 (3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタ（前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。（保安基準第 45 条第 2 項関係）

4 - 90 - 2 性能要件

4 - 90 - 2 - 1 視認等による審査

（略）

4 - 90 - 2 - 2 書面等による審査

（略）

4 - 90 - 3 欠番

4 - 90 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 90 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 53 条第 3 項第 1 号関係）
- (2) 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 90 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 53 条第 2 項第 1 号関係）
- (3) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 90 - 7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 53 条第 2 項第 2 号関係）
- (4) 昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（(5)の自動車を除く。）については、4 - 90 - 8（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 53 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号、第 3 号関係）
- (5) 昭和 47 年 1 月 1 日から昭和 50 年 3 月 31 日までに製作された乗車定員 11 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的としたものについては、4 - 90 - 9（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 53 条第 2 項第 3 号及び第 4 項関係）

4 - 83 窓ふき器等

4 - 83 - 1 装備要件

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、4 - 83 - 2 - 1 (1)の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。（保安基準第 45 条第 1 項関係）
- (2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20 km/h 未満の自動車を除く。）には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、4 - 83 - 2 - 1 (3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタ（前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。（保安基準第 45 条第 2 項関係）

4 - 83 - 2 性能要件

4 - 83 - 2 - 1 視認等による審査

（略）

4 - 83 - 2 - 2 書面等による審査

（略）

(6) 平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 90 - 10(従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 53 条第 1 項関係)

4 - 90 - 5 従前規定の適用

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 53 条第 3 項第 1 号関係)

4 - 90 - 5 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、4 - 90 - 5 - 2 (1)の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。

4 - 90 - 5 - 2 性能要件

- (1) 自動車の前面ガラスに備える窓拭き器は、運転者席の直前の視野を確保できる窓拭器(乗車定員十一人以上の自動車にあっては、自動式の窓ふき器)でなければならない。この場合において、窓拭き器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 90 - 6 従前規定の適用

昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 53 条第 2 項第 1 号関係)

4 - 90 - 6 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、4 - 90 - 6 - 2 (1)の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。

4 - 90 - 6 - 2 性能要件

- (1) 自動車の前面ガラスに備える窓拭き器は、運転者席の直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器でなければならない。この場合において、窓拭き器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 90 - 7 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 53 条第 2 項第 2 号関係)

4 - 90 - 7 - 1 装備要件

- (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、4 - 90 - 7 - 2 (1)の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。
- (2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、洗浄液噴射装置を備えなければならない。

4 - 90 - 7 - 2 性能要件

- (1) 自動車の前面ガラスに備える窓拭き器は、運転者席の直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器でなければならない。この場合において、窓拭き器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 90 - 8 従前規定の適用

昭和50年3月31日までに製作された自動車(従前規定の適用に規定する自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第2項第3号及び第3項第2号、第3号関係)

4 - 90 - 8 - 1 装備要件

- (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、4 - 90 - 8 - 2 (1)の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。
- (2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、4 - 90 - 8 - 2 (3)の基準に適合する洗浄液噴射装置を備えなければならない。

4 - 90 - 8 - 2 性能要件

- (1) 自動車の前面ガラスに備える窓拭き器は、運転者席の直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器でなければならない。この場合において、窓拭き器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (3) 洗浄液噴射装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
洗浄液噴射装置にあつては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、運転者席の直前の視野を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。
走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

4 - 90 - 9 従前規定の適用

昭和47年1月1日から昭和50年3月31日までに製作された乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的としたものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第2項第3号及び第4項関係)

4 - 90 - 9 - 1 装備要件

- (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、4 - 90 - 9 - 2 (1)の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。
- (2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、4 - 90 - 9 - 2 (3)

の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。

4 - 90 - 9 - 2 性能要件

- (1) 自動車の前面ガラスに備える窓拭き器は、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）でなければならない。この場合において、窓拭き器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、次の基準に適合するものでなければならない。
洗浄液噴射装置にあっては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視野を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。
走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

4 - 90 - 10 従前規定の適用

平成6年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第53条第1項関係）

4 - 90 - 10 - 1 装備要件

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、4 - 90 - 10 - 2 (1)の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。
- (2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、4 - 90 - 10 - 2 (3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。

4 - 90 - 10 - 2 性能要件

- (1) 自動車の前面ガラスに備える窓拭き器は、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）でなければならない。この場合において、窓拭き器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、次の基準に適合するものでなければならない。
洗浄液噴射装置にあっては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視野を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、

この基準に適合するものとする。

走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

- (4) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の車室内に備える太陽光線の直射による運転者席の運転者のげん惑を防止するための装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造のものでなければならない。この場合において、衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであって、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、この基準に適合するものとする。

4 - 91 速度計等

4 - 91 - 1 装備要件

- (1) 自動車（最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、4 - 91 - 2 の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもつて速度計に代えることができる。（保安基準第46条第 1 項関係）

- (2) （略）

4 - 91 - 2 性能要件

4 - 91 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 91 - 1 (1) の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係）

4 - 84 速度計等

4 - 84 - 1 装備要件

- (1) 自動車（最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、4 - 84 - 2 の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもつて速度計に代えることができる。（保安基準第46条第 1 項関係）

- (2) （略）

4 - 84 - 2 性能要件

4 - 84 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 84 - 1 (1) の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第148条第 1 項第2号関係）

平成18年12月31日までに製作された自動車にあつては、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \quad V_2 \quad (100 / 90) V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \quad V_2 \quad (100 / 90) V_1$$

— 自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \quad V_2 \quad V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \quad V_2 \quad V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

4 - 91 - 2 - 2 視認等による審査

(1) 4 - 91 - 1 (1)の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第70条関係、細目告示第148条第1項第1号関係）

アからエ（略）

(2)（略）

4 - 91 - 3 欠番

4 - 91 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、4 - 91 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第54条第2項関係）

(2) 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 91 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第54条第1項関係）

4 - 91 - 5 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。（適用関係告示第54条第2項関係）

4 - 91 - 5 - 1 装備要件

4 - 91 - 6 - 1に同じ。

4 - 91 - 5 - 2 性能要件

速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。

(1) 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。この場合におい

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

— 平成19年1月1日以降に製作された自動車にあっては、 の規定にかかわらず、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \quad V_2 \quad V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \quad V_2 \quad V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

4 - 84 - 2 - 2 視認等による審査

(1) 4 - 84 - 1 (1)の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第70条関係、細目告示第148条第1項第1号関係）

アからエ（略）

(2)（略）

て、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

速度が km/h で表示されないもの

照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの

デジタル式速度計（一定間隔をもって断続的に速度を表示する速度計をいう。以下同じ。）であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの

速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

(2) 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度 35km/h 以上（最高速度が 35km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）において、正 15%、負 10% 以下であること。この場合において、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

(3) アナログ式速度計（(4)に規定するデジタル式速度計以外の速度計をいう。）の指示針の振れは、(2)に掲げる状態において、正負 3 km/h 以下であること。

(4) デジタル式速度計の表示の単位は、2.5km/h 以下とする。ただし、25km/h 未満の速度を示す場合にあっては、この限りでない。

(5) 速度計は、照明装置を備えたもの、自発光式のもの又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであって、運転者をげん惑させないものであること。

(6) 次に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

4 - 91 - 6 従前規定の適用

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。（適用関係告示第 54 条第 1 項関係）

4 - 91 - 6 - 1 装備要件

自動車（軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、速度計及び走行距離計を備えなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機の回転計をもって速度計に、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）

4 - 91 - 6 - 2 性能要件

速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。

- (1) 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

速度が km/h で表示されないもの

照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第 56 条第 1 項の自動車であつて昼間のみ運行するものを除く。）又は運転者をげん感させるおそれのあるもの

デジタル式速度計（一定間隔をもって断続的に速度を表示する速度計をいう。以下同じ。）であつて、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの

速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

- (2) 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度 35km/h 以上（最高速度が 35km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）において、正 15%、負 10% 以下であること。この場合において、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

- (3) アナログ式速度計（(4)に規定するデジタル式速度計以外の速度計をいう。）の指示針の振れは、(2)に掲げる状態において、正負 3 km/h 以下であること。
- (4) デジタル式速度計の表示の単位は、2.5km/h 以下とする。ただし、20km/h 未満の速度を示す場合にあつては、この限りでない。
- (5) 速度計は、照明装置を備えたもの、自発光式のもの又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗つたものであつて、運転者をげん感させないものであること。
- (6) 次に掲げる速度計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)

の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

4 - 92 消火器

4 - 92 - 1 装備要件

次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第 47 条第 1 項関係)

火薬類(4 - 100 - 1(2)に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第 47 条第 1 項第 1 号)

～ (略)

4 - 92 - 2 性能要件(視認等による審査)

4 - 92 - 1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 71 条第 2 項関係、細目告示第 149 条第 2 項関係)

4 - 92 - 1 から までに掲げる自動車に備える消火器は、次表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車又は小型特殊自動車にあっては、当該適応消火器の充てん量をアからオまでに掲げる量とすることができる。

(表)(略)

備考

- 1 : 印は、当該消火器が当該対象運送物品の消火に適応するものであることを示す。
- 2 : りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

4 - 92 - 1 の自動車(に規定する自動車を除く。)に備える消火器は、次に掲げるものであること。

ア～オ(略)

4 - 92 - 1 の自動車に備える消火器は、及び の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

ア～エ(略)

(略)

4 - 92 - 3 欠番

4 - 92 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車(4 - 92 - 1 から までに掲げる自動車

4 - 85 消火器

4 - 85 - 1 装備要件

次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第 47 条第 1 項関係)

火薬類(4 - 93 - 1(2)に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第 47 条第 1 項第 1 号)

～ (略)

4 - 85 - 2 性能要件(視認等による審査)

4 - 85 - 1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 71 条第 2 項関係、細目告示第 149 条第 2 項関係)

4 - 85 - 1 から までに掲げる自動車に備える消火器は、次表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車又は小型特殊自動車にあっては、当該適応消火器の充てん量をアからオまでに掲げる量とすることができる。

(表)(略)

備考

- 1 : 印は、当該消火器が当該対象運送物品の消火に適応するものであることを示す。
- 2 : りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

4 - 85 - 1 の自動車(に規定する自動車を除く。)に備える消火器は、次に掲げるものであること。

ア～オ(略)

4 - 85 - 1 の自動車に備える消火器は、及び の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

ア～エ(略)

(略)

(及びに掲げる自動車にあっては、1-3 工及びオに掲げる可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。)を除く。)については、4-92-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第55条第1項関係)(2)昭和48年11月30日以前に製作された自動車であって、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、4-92-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第55条第2項関係)

4-92-5 従前規定の適用

昭和45年5月31日以前に製作された自動車(4-92-1 から までに掲げる自動車(及びに掲げる自動車にあっては、1-3 工及びオに掲げる可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第55条第1項関係)

4-92-5-1 装備要件

自動車(4-92-1 から までに掲げる自動車(及びに掲げる自動車にあっては、1-3 工及びオに掲げる可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。)を除く。)には、消火器を備えなければならない。(保安基準第47条第1項関係)

4-92-5-2 性能要件(視認等による審査)

自動車(4-92-1 から までに掲げる自動車(及びに掲げる自動車にあっては、1-3 工及びオに掲げる可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。)を除く。)に備える消火器は、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第47条第2項関係、細目告示第71条第2項関係、細目告示第149条第2項関係)

自動車に備える消火器は、主消火剤が次に掲げるものでなければならない。

- ア 充てん量が1以上の四塩化炭素であるもの
- イ 充てん量が1kg以上の炭酸ガスであるもの
- ウ 充てん量が0.3以上の一塩化一臭化メタンであるもの
- エ 充てん量が0.2以上の二臭化四ふつ化エタンであるもの
- オ 充てん量が1.5kg以上の粉末消火薬剤であるもの

自動車に備える消火器は、の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

- ア 消火器は、構造及び性能が消防法第21条の2第2項に規定する技術上の規格に適合するものであること。
- イ 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものではないこと。
- ウ 消火器は、使用に際して容易に取りはずしができるように取り付けられたものであること。
- エ 消火器は、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所に備えたものであること。

消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第38条第3項の規定による表示がなされているものは、ア及びイの基準に適合するものとする。

4-92-6 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された自動車であって、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第55条第2項関係)

4 - 92 - 6 - 1 装備要件

アルキルアルミニウム類を運送する自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第 47 条第 1 項関係）

4 - 92 - 6 - 2 性能要件（視認等による審査）

アルキルアルミニウム類を運送する自動車に備える消火器は、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 71 条第 2 項関係、細目告示第 149 条第 2 項関係）

自動車に備える消火器は、次のいずれかの消火器でなければならない。

- ア 霧状の強化剤を放射する消火器で充てん量が 8 以上のもの
- イ 炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が 3.2kg 以上のもの
- ウ 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が 2 以上のもの
- エ 二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が 1 以上のもの
- オ 消化粉末を放射する消火器であってりん酸塩類等（りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。）の充てん量が 3.5kg 以上のもの

自動車に備える消火器は、の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

- ア 消火器は、構造及び性能が消防法第 21 条の 2 第 2 項に規定する技術上の規格に適合するものであること。
- イ 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものではないこと。
- ウ 消火器は、使用に際して容易に取りはずしができるように取り付けられたものであること。
- エ 消火器は、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所に備えたものであること。

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）第 38 条第 3 項の規定による表示がなされているものは、ア及びイの基準に適合するものとする。

4 - 93 内圧容器及びその附属装置

4 - 93 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 94 運行記録計

4 - 94 - 1 装備要件

（略）

4 - 94 - 2 性能要件（視認等による審査）

（1）4 - 94 - 1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当

4 - 86 内圧容器及びその附属装置

4 - 86 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 87 運行記録計

4 - 87 - 1 装備要件

（略）

4 - 87 - 2 性能要件（視認等による審査）

（1）4 - 87 - 1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当

該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第73条関係、細目告示第151条第1項関係）

、（略）

(2) （略）

4 - 94 - 3 欠番

4 - 94 - 4 適用関係の整理

(1) 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 94 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第56条第1項関係）

4 - 94 - 5 従前規定の適用

平成18年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第56条第1項関係）

4 - 94 - 5 - 1 装備要件

次の自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。

貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上のもの

の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

4 - 94 - 5 - 2 性能要件

(1) 運行記録計は、次の基準に適合するものでなければならない。

24時間以上の継続した時間内における当該自動車についての次の事項を自動的に記録できる構造であること。

ア すべての時刻における瞬間速度

イ すべての2時刻間における走行距離

運行記録計の瞬間速度の記録の誤差は、平坦な舗装路面で速度35km/h以上（最高速度が35km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）において、正15%、負10%以下であること。

(2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた運行記録計又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 95 速度表示装置

4 - 95 - 1 装備要件

（略）

4 - 95 - 2 性能要件（視認等による審査）

（略）

該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第73条関係、細目告示第151条第1項関係）

、（略）

(2) （略）

4 - 88 速度表示装置

4 - 88 - 1 装備要件

（略）

4 - 88 - 2 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 95 - 3 取付要件（視認等による審査）

（略）

4 - 95 - 4 適用関係の整理

(1) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 95 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 57 条第 1 項関係）

4 - 95 - 5 従前規定の適用

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 57 条第 1 項関係）

4 - 95 - 5 - 1 装備要件

自動車には、速度表示装置を備えることができる。

4 - 95 - 5 - 2 性能要件

速度表示装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

速度表示装置は、次表左欄に掲げる速度で走行する場合に同表右欄に掲げる個数の灯火（以下「速度表示灯」という。）を自動的に点灯する構造であること。この場合において、左側の速度表示灯の点灯開始速度は、技術的に可能な限り低い速度とし、いかなる場合にあっては 20km/h を超えてはならない。

60 km/h を超える速度	3 個
40 km/h を超えて 60 km/h 以下の速度	2 個
40 km/h 以下の速度	1 個

速度表示灯には、自動車の電源スイッチを除き、速度表示灯を容易に消灯できる手動スイッチ等を設けるものでないこと。

速度表示灯は、前方 100m の距離から点灯している灯火の数を確認できるものであること。

速度表示灯の灯光の色は、黄緑色であること。

速度表示灯の表示の誤差は、平坦な舗装路面で、速度 35km/h 以上において、正 15%、負 10% 以下であること。

速度表示装置は、運転者が運転者席においてその作動状態を確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

4 - 95 - 5 - 3 取付要件

速度表示装置は、4 - 95 - 5 - 2 に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

速度表示灯の取付位置は、前面ガラスの上方であり、かつ、地上 1.8m 以上であること。

この場合において、取付位置は、照明部中心の位置によるものとする。

速度表示灯は、横に配列するものとし、その点灯の順序は、左側の灯火、右側の灯火、中間の灯火の順であること。この場合において、速度表示装置の速度表示灯は、3 個をほぼ水平に、かつ、等間隔に配列し、その間隔は 300mm ± 50mm とし、その中間灯火は、車両中心線付近に配置するものとする。

速度表示灯の表示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積は、40cm² 以上であること。

4 - 88 - 3 取付要件（視認等による審査）

（略）

4 - 96 緊急自動車

4 - 96 - 1 装備要件

緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、4 - 96 - 2の基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項関係）

4 - 96 - 2 性能要件

4 - 96 - 2 - 1 テスタ等による審査

（略）

4 - 96 - 2 - 2 視認等による審査

（略）

4 - 96 - 3 欠番

4 - 96 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 96 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 58 条第 1 項関係）

4 - 96 - 5 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 58 条第 1 項関係）

4 - 96 - 5 - 1 装備要件

緊急自動車には、警光灯及びサイレンを備えなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項）

4 - 96 - 5 - 2 性能要件

4 - 96 - 5 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさは、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下でなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 75 条第 2 号関係、細目告示第 153 条第 2 号関係）
- (2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。（細目告示第 153 条第 2 号関係）
- ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。
- イ マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 20m の位置の地上 1 m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- ウ 聴感補正回路は C 特性とする。
- エ 原動機は、停止した状態とする。
- オ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
- (ア) 計測は 2 回行い、1 dB 未満は切り捨てるものとする。
- (イ) 2 回の計測値の差が 2 dB を超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内にある場合には有効とする。
- (ウ) 2 回の計測値（(イ)により補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさ

4 - 89 緊急自動車

4 - 89 - 1 装備要件

緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、4 - 89 - 2の基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項関係）

4 - 89 - 2 性能要件

4 - 89 - 2 - 1 テスタ等による審査

（略）

4 - 89 - 2 - 2 視認等による審査

（略）

とする。

(I) 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3 dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3 dB 未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2	1				

4 - 96 - 5 2 - 2 視認等による審査

緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係)

警光灯は、前方 150m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 75 条第 1 号関係、細目告示第 153 条第 1 号)

緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛庁用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号)

車体の塗色の大部分の塗色が に規定する塗色である場合は、 の基準に適合するものとする。(細目告示第 75 条第 4 号関係、細目告示第 153 条第 4 号関係)

4 - 97 道路維持作業用自動車

4 - 97 - 1 装備要件

(略)

4 - 98 旅客自動車運送事業用自動車

4 - 98 - 1 性能要件(視認等による審査)

4 - 90 道路維持作業用自動車

4 - 90 - 1 装備要件

(略)

4 - 91 旅客自動車運送事業用自動車

4 - 91 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4 - 2 から 4 - 93 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連接バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において旅客自動車運送事業用自動車は、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。(保安基準第 50 条関係、細目告示第 77 条第 1 項関係、細目告示第 155 条第 1 項関係)

～ (略)

(2)、(3) (略)

(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係)

、 (略)

運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、4 - 38 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。

4 - 98 - 2 欠番

4 - 98 - 3 欠番

4 - 98 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和37年9月30日以前に製作された自動車については、4 - 98 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第59条第2項第1号関係)
- (2) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、4 - 98 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第59条第3項第1号関係)
- (3) 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、4 - 98 - 7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第59条第1項関係)

4 - 98 - 5 従前規定の適用

昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 2 項第 1 号関係)

4 - 98 - 5 - 1 性能要件

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4 - 2 から 4 - 93 までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業の用に供する自動車がその構造装置に変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。

緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。

客室は、適当な採光が得られるものであること。

客室には、適当な室内照明灯を備えること。

運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。

乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。)は、有効高さ 900mm 以上、有効開口幅(扉を最大に開放した場合の乗降口の下縁から 800mm 上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。) 470mm 以上で

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4 - 2 から 4 - 86 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連接バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において旅客自動車運送事業用自動車は、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。(保安基準第 50 条関係、細目告示第 77 条第 1 項関係、細目告示第 155 条第 1 項関係)

～ (略)

(2)、(3) (略)

(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係)

、 (略)

運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、4 - 32 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。

あること。この場合において、「乗降口から直接着席できる座席」については、4 - 40 - 1 (6)によるものとし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

図(略)

- (2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積 1 m²あたり 5 W (けい光灯の場合にあっては 2 W) 以上であること。この場合において、客室床面積は、客室の長さ(客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ)に客室の幅を乗じて得た値とする。

図(略)

乗降口の踏段は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口の扉等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。

運転者席と車掌席とが 3 m 以上離れているものにあつては、その間にブザその他の連絡装置を備えること((3)の自動車を除く。)。この場合において、運転者席と車掌席との距離は、それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。

扉を開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手で扉を開放できる装置を備え、かつ、その位置及び扉の開放方法を表示すること。

- (3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に立席定員のないものにあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に立席定員のないものにあつては から まで及び の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、 、 及び の基準)に適合しなければならない。

乗降口の扉は、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。

乗降口の扉は、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

乗降口の扉(運転者席に近接した乗降口の扉で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から 20cm の位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発射することのできない構造」の解除装置を備えた場合であつて、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口(運転者席に近接した

乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。)ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができる鏡その他の装置を備えたものであること。

運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置(放送する場合にマイク口ホンを手で保持する必要のないものに限る。)を備えたものであること。

客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

- (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(局部的な突出部を除く)までの最短水平距離とし、運転者席(運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。)がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間敷が最小となる状態とする。また、前方の座席と向かい合っている座席にあっては、400mm 以上の間げきがなければならないものとする。

乗降口の扉を開放する操作装置又はその附近には、扉の開放方法を表示すること。

4 - 98 - 6 従前規定の適用

昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 3 項第 1 号関係)

4 - 98 - 6 - 1 性能要件

- (1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4 - 2 から 4 - 93 までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業の用に供する自動車はその構造装置に変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。

緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。

客室は、適当な採光が得られるものであること。

客室には、適当な室内照明灯を備えること。

運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。

乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。)は、有効高さ 900mm 以上、有効開口幅(扉を最大に開放した場合の乗降口の下縁から 800mm 上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。) 470mm 以上であること。この場合において、「乗降口から直接着席できる座席」については、4 - 40 - 1 (6)によるものとし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

図(略)

- (2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、

次の基準に適合しなければならない。

室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積 1 m^2 あたり 5 W (けい光灯の場合にあっては 2 W) 以上であること。この場合において、客室床面積は、客室の長さ(客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ)に客室の幅を乗じて得た値とする。

図(略)

乗降口の踏段は、その有効奥行きが 300 mm 以上であること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口の扉等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、 350 mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300 mm あればよい。この場合において、次の上段までの高さが 250 mm 以下のものにあつては、 290 mm まで短縮することができる。

車掌席を乗降口の近くに設けること((3)の自動車を除く。)

運転者席と車掌席とが 3 m 以上離れているものにあつては、その間にブザその他の連絡装置を備えること((3)の自動車を除く。)。この場合において、運転者席と車掌席との距離は、それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとし、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。

扉を開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手で扉を開放できる装置を備え、かつ、その位置及び扉の開放方法を表示すること。

- (3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から まで及び の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、 、 及び の基準)に適合しなければならない。

乗降口の扉は、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。

乗降口の扉は、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

乗降口の扉(運転者席に近接した乗降口の扉で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から 20 cm の位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発射することのできない構造」の解除装置を備えた場合であつて、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口(運転者席に近接した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。)ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができる鏡その他の装置を備えたものであること。

運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置(放送する場合にマイ

クロホンを手で保持する必要のないものに限る。)を備えたものであること。

客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

- (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(局部的な突出部を除く)までの最短水平距離とし、運転者席(運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。)がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間敷が最小となる状態とする。また、前方の座席と向かい合っている座席にあっては、400mm 以上の間げきがなければならないものとする。

乗降口の扉を開放する操作装置又はその附近には、扉の開放方法を表示すること。

4 - 98 - 7 従前規定の適用

平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)

4 - 98 - 7 - 1 性能要件

- (1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4 - 2 から 4 - 93 までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業の用に供する自動車がその構造装置に変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。

緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。

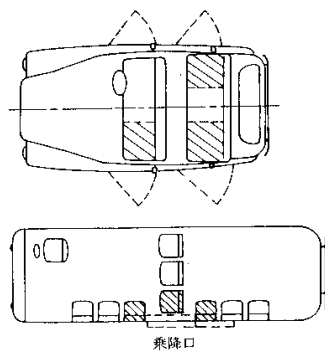
客室は、適当な採光が得られるものであること。

客室には、適当な室内照明灯を備えること。

運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。

乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。)は、有効高さ 900mm 以上、有効開口幅(扉を最大に開放した場合の乗降口の下縁から 800mm 上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。) 470mm 以上であること。この場合において、「乗降口から直接着席できる座席」については、4 - 40 - 1 (6)によるものとし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

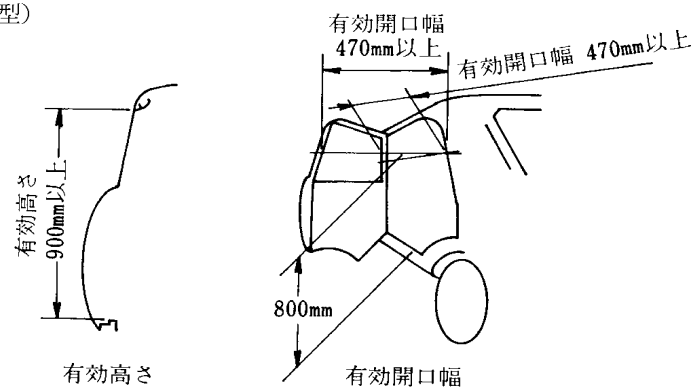
(参考図)



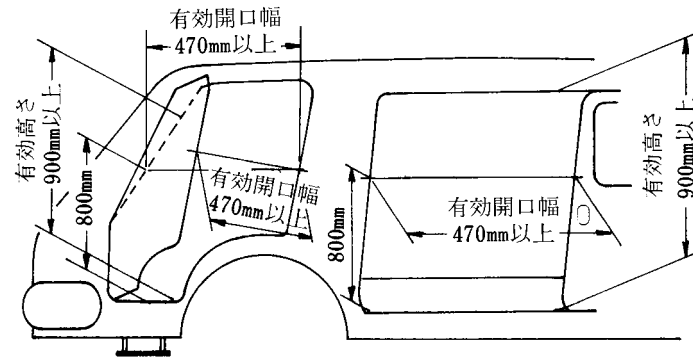
(注) 斜線部分は、乗車口に隣接して設けられた座席を示す

(参考図)

(箱型)



(ステーションワゴン型)



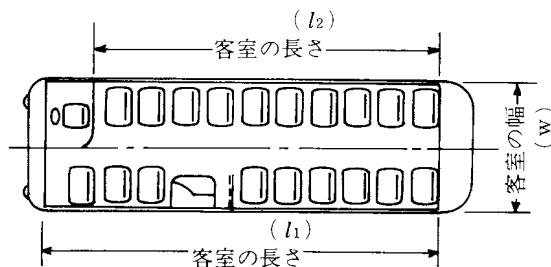
(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積 1 m^2 あたり 5 W (けい光灯の場合にあっては 2 W) 以上であること。この場合において、客室床面積は、客室の長さ(客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ)に客室の幅を乗じて得た値とする。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



乗降口の踏段は、その有効奥行が 300mm 以上であること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口の扉等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 300mm あればよい。この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。

車掌席を乗降口の附近に設けること（(3)の自動車を除く。）

運転者席と車掌席とが 3 m 以上離れているものにあつては、その間にブザその他の連絡装置を備えること（(3)の自動車を除く。）この場合において、運転者席と車掌席との距離は、それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとし、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。

扉を開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手動で扉を開放できる装置を備え、かつ、その位置及び扉の開放方法を表示すること。

- (3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準（路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から まで及び の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、 、 及び の基準）に適合しなければならない。

乗降口の扉は、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。

乗降口の扉は、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

乗降口の扉(運転者席に近接した乗降口の扉で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から 20cm の位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発射することのできない構造」の解除装置を備えた場合であって、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口(運転者席に近接した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。)ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができるとの鏡その他の装置を備えたものであること。

運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置(放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要のないものに限る。)を備えたものであること。

客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

- (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(局部的な突出部を除く)までの最短水平距離とし、運転者席(運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。)がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間劇が最小となる状態とする。また、前方の座席と向かい合っている座席にあっては、400mm 以上の間げきがなければならないものとする。

乗降口の扉を開放する操作装置又はその附近には、扉の開放方法を表示すること。

4 - 99 ガス運送容器を備える自動車等

4 - 99 - 1 装備要件

ガス運送容器を備える自動車その他のガス容器を運送するための構造及び装置を有する自動車は、4 - 2 から 4 - 95 までの規定によるほか、衝突によるガス容器及びその附属装置の損傷を防止できるものとして、強度、取付位置等に関し、4 - 99 - 2 の基準に適合するパンパその他の緩衝装置を車台の後部に備えなければならない。(保安基準第 50 条の 2 第 1 項関係)

4 - 99 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 92 ガス運送容器を備える自動車等

4 - 92 - 1 装備要件

ガス運送容器を備える自動車その他のガス容器を運送するための構造及び装置を有する自動車は、4 - 2 から 4 - 88 までの規定によるほか、衝突によるガス容器及びその附属装置の損傷を防止できるものとして、強度、取付位置等に関し、4 - 92 - 2 の基準に適合するパンパその他の緩衝装置を車台の後部に備えなければならない。(保安基準第 50 条の 2 第 1 項関係)

4 - 92 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 99 - 3 欠番

4 - 99 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和 51 年 5 月 19 日以前に製作された自動車(同日後 4 - 99 - 1 の緩衝装置に係る改造又はガス運送容器の後面及び附属装置と 4 - 99 - 1 の緩衝装置との間の間隔に係る改造を行ったものを除く。)については、4 - 99 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。

(適用関係告示第 60 条第 1 項関係)

4 - 99 - 5 従前規定の適用

昭和 51 年 5 月 19 日以前に製作された自動車(同日後 4 - 99 - 1 の緩衝装置に係る改造又はガス運送容器の後面及び附属装置と 4 - 99 - 1 の緩衝装置との間の間隔に係る改造を行ったものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 60 条第 1 項関係)

4 - 99 - 5 - 1 装備要件

ガス運送容器を備える自動車その他のガス容器を運送するための構造及び装置を有する自動車は、4 - 2 から 4 - 95 までの規定によるほか、衝突によるガス容器及びその附属装置の損傷を防止できるものとして、強度、取付位置等に関し、4 - 98 - 5 - 2 の基準に適合するバンパその他の緩衝装置を車台の後面に備えなければならない。(保安基準第 50 条の 2 第 1 項関係)

4 - 99 - 5 - 2 性能要件(視認等による審査)

ガス運送容器を備える自動車その他のガス容器を運送するための構造及び装置を有する自動車のバンパその他の緩衝装置は、強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 78 条第 1 項関係、細目告示第 156 条第 1 項関係)

ガス運送容器を備える自動車その他のガス容器を運送するための構造及び装置を有する自動車は、衝突によるガス容器及びその附属装置の損傷を防止できるよう車台の後面にバンパその他の緩衝装置を備えなければならない。この場合において、「ガス運送容器を備える自動車」とは、高圧ガスを運送するため車台に固定されたガス容器を備える自動車(高圧ガスタンク・ローリ)をいい、「その他のガス容器を運送するための構造及び装置を有する自動車」とは、専らガス容器を収納するコンテナを積載する自動車であって、コンテナの積み卸しを容易にする機械装置及び自動車とコンテナを緊締する緊締装置を有するものをいう。(以下「脱着装置付コンテナ自動車」という。)

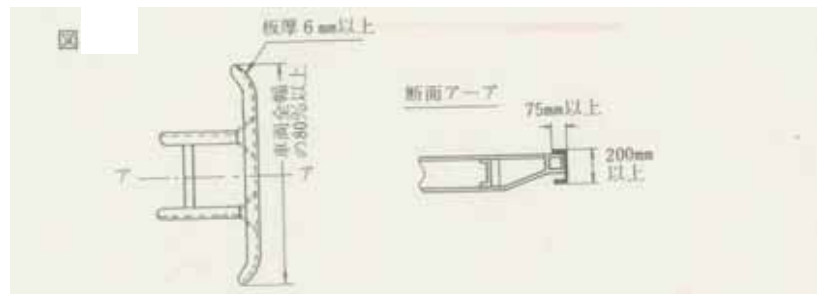
の「バンパ」は、本体及び本体を車台に連結する取付部から構成される次図に示すとおり構造の装置であって、次の基準に適合しなければならない。

ア 適切な強度及び剛性を有し、かつ、車台に確実に取り付けられていること。

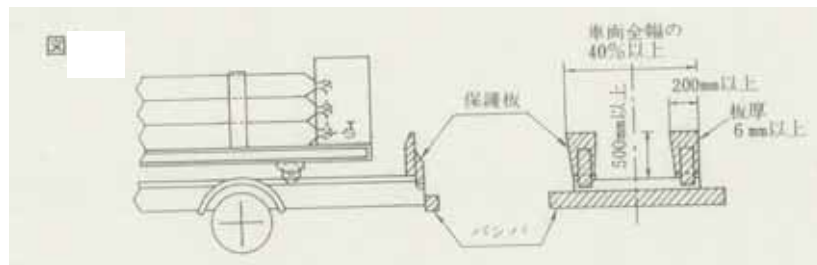
イ 本体端部及び取付部は、歩行者及び他の自動車に傷害を及ぼすことのない構造であること。

ウ 本体は、車両中心線に対して対称に取り付けられ、かつ、その長さは当該自動車の幅の 80%以上であること。

エ 自動車登録番号標及び灯火類の表示を妨げるおそれのないものであること。



脱着装置付コンテナ自動車に備える次図に示す装置（保護板）は「その他の緩衝装置」とする。この場合において、保護板のほかに、の基準に適合するバンパを取り付けるものとする。



4 - 100 火薬類を運送する自動車

4 - 100 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 火薬類を運送する自動車は、4 - 2 から 4 - 95 までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 51 条関係、細目告示第 79 条第 1 項関係、細目告示第 157 条第 1 項関係）

～ （略）

(2)、(3)（略）

4 - 100 - 2 審査の省略

4 - 93 火薬類を運送する自動車

4 - 93 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 火薬類を運送する自動車は、4 - 2 から 4 - 88 までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 51 条関係、細目告示第 79 条第 1 項関係、細目告示第 157 条第 1 項関係）

～ （略）

(2)、(3)（略）

4 - 93 - 2 審査の省略

4 - 93 - 1 の審査は、火薬類の運搬に関する総理府令（昭和 35 年総理府令第 65 号）第 16

4 - 100 - 1 の審査は、火薬類の運搬に関する総理府令(昭和 35 年総理府令第 65 号)第 16 条に規定する標識をつけていること等により火薬類を運搬するものと認められる自動車以外の自動車については、審査を省略することができる。

4 - 101 危険物を運送する自動車

4 - 101 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 危険物を運送する自動車は、4 - 2 から 4 - 95 までの規定によるほか、危険物を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 52 条関係、細目告示第 80 条第 1 項関係、細目告示第 158 条第 1 項関係)

～ (略)

(2)～(6) (略)

4 - 101 - 2 審査の省略

4 - 101 - 1 の審査は、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 30 条第 2 号に規定する標識を掲げていること等により危険物を運搬するものと認められる自動車以外の自動車については、審査を省略することができる。

4 - 101 - 3 欠番

4 - 101 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 101 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 61 条第 1 項関係)

4 - 101 - 5 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条第 1 項関係)

4 - 101 - 5 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 危険物を運送する自動車は、4 - 2 から 4 - 95 までの規定によるほか、危険物を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 52 条関係、細目告示第 80 条第 1 項関係、細目告示第 158 条第 1 項関係)

燃料装置は、アセチレン・ガス発生装置又はガス発生炉を使用するものでないこと。

車体外及び荷台その他危険物を積載する場所にある電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

車体外及び荷台その他危険物を積載する場所にある電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当な覆いがされていること。

(2) 次に掲げるものは、(1) 又は の基準に適合しないものとする。(細目告示第 80 条第 2 項関係、細目告示第 158 条第 2 項関係)

配線の被覆が破損しているもの

配線が他の金属部分との接触等により損傷するおそれがあるもの

蓄電池の端子覆い又は配線の端子覆いが破損しているもの

条に規定する標識をつけていること等により火薬類を運搬するものと認められる自動車以外の自動車については、審査を省略することができる。

4 - 94 危険物を運送する自動車

4 - 94 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 危険物を運送する自動車は、4 - 2 から 4 - 88 までの規定によるほか、危険物を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 52 条関係、細目告示第 80 条第 1 項関係、細目告示第 158 条第 1 項関係)

～ (略)

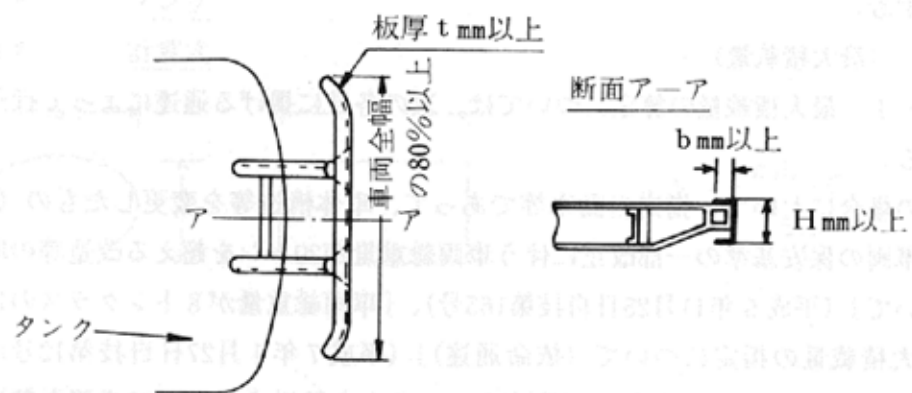
(2)～(6) (略)

4 - 94 - 2 審査の省略

4 - 94 - 1 の審査は、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 30 条第 2 号に規定する標識を掲げていること等により危険物を運搬するものと認められる自動車以外の自動車については、審査を省略することができる。

- (3) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車は、(1)の規定によるほか、荷台その他危険物を積載する場所と原動機との間が不燃性の隔壁で仕切られていなければならない。(細目告示第80条第3項関係、細目告示第158条第3項関係)
- (4) 爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車は、(1)及び(3)の規定によるほか次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第80条第4項、細目告示第158条第4項関係)
- 空気入ゴムタイヤを使用し、かつ、車台の後部に衝突によるタンク及びその附属装置の損傷を防止できるバンパその他の緩衝装置を備えること。
- タンク及びその附属装置は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和46年6月1日政令第168号)による改正前の危険物の規制に関する政令第15条第2号から第10号までの基準に適合するもの又は同令第23条の規定により同令第15条第2号から第10号までの基準による場合と同等以上の効力があると認められた特殊な構造若しくは設備を用いたものであること。
- タンクは、移動又は損傷を生じないように車台に確実に取り付けられているものであること。
- 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、タンクの表面から200mm未満の部分には、適当な防熱措置が施されていること。
- 消防法別表第4類の項に掲げる爆発性液体を運送する自動車の排気管及び消音器は、タンク又はその附属装置の弁又は管継手の直下に設けられていないこと。
- (5) 車両中心線に対して対称に取り付けられ、かつ、その長さが当該自動車の幅の80%以上のタンクの損傷を防止するための装置であって、適切な強度及び剛性を有し、かつ、車台に確実に取り付けられているものは、(4)の基準に適合するものとする。(細目告示第80条第5項関係、細目告示第158条第5項関係)

(参考図)



単位 mm

対象車種 諸元	大型車用 (Gvw 8 t以上)	中型車用 (Gvw 5 t以上 8 t未満)	小型車用 (Gvw 5 t未満)
H	200 以上	150 以上	100 以上
b	75 以上	65 以上	55 以上
t	6 以上	3.2 以上	3.2 以上

(6) タンクについて、タンク証明書の提出があったときは、当該タンク及びその附属装置については、(4) の基準に適合するものとする。(細目告示第 80 条第 6 項関係、細目告示第 158 条第 6 項関係)

4 - 101 - 5 - 2 審査の省略

4 - 101 - 5 - 1 の審査は、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 30 条第 2 号に規定する標識を掲げていること等により危険物を運搬するものと認められる自動車以外の自動車については、審査を省略することができる。

4 - 102 乗車定員
(略)

4 - 95 乗車定員
(略)

4 - 103 最大積載量

(略)

4 - 104 臨時乗車定員

(1) (略)

(2) (1)の臨時乗車定員は、座席定員と4 - 41(1)後段の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計を超えないものでなければならない。この場合において、立席定員は、立席面積の合計を0.14m²で除した整数値とする。(保安基準第54条第2項関係、細目告示第82条関係、細目告示第160条関係)

(3) (略)

4 - 105 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

~ (略)

細目告示別添20「外装の技術基準」、細目告示別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び別添22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」に定める基準。ただし、平成20年12月31日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、4 - 26 - 1 - 1(3) の基準に適合するものにあつては、この限りでない。(細目告示第22条第2関係)

~45 (略)

(削除)

4 - 96 最大積載量

(略)

4 - 97 臨時乗車定員

(1) (略)

(2) (1)の臨時乗車定員は、座席定員と4 - 35(1)後段の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計を超えないものでなければならない。この場合において、立席定員は、立席面積の合計を0.14m²で除した整数値とする。(保安基準第54条第2項関係、細目告示第82条関係、細目告示第160条関係)

(3) (略)

4 - 98 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から4 - 97 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

~ (略)

細目告示別添20「外装の技術基準」、細目告示別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び別添22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」に定める基準。ただし、平成20年12月31日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、4 - 22 - 1 - 1(3) の基準に適合するものにあつては、この限りでない。(細目告示第22条第2関係)

~45 (略)

4 - 99 適用除外等

改正後のこの節の規定の適用に関しては、適用関係告示で定めるところによる。